

清水町福祉・医療施設等感染症拡大防止支援金概要

◇事業の目的

町内の福祉、医療施設等を運営する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設等の消毒や洗浄等に要する費用の一部を支援する。

◇支援金の交付対象者

1. 介護保険法に規定するサービス・施設（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設）を運営する事業者
2. 障害者総合支援法に規定するサービス等（居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援B型、共同生活援助、地域生活支援事業）を運営する事業者
3. 医療法に規定する病院及び診療所（歯科医業を含む）

◇支援金の額

事業者が運営する事業所のサービス等の区分ごとに、サービス可能な定員、入所することができる定員又は入院させることができる定員（定員等）により次のとおりとする。ただし、事業者が複数の事業所を運営する場合、1事業者50万円を上限とする。

- (1) 定員等が20人未満の事業所（定員等を定めていない事業所を含む） 5万円
- (2) 定員等が20人以上50人未満の事業所 10万円
- (3) 定員等が50人以上の事業所 15万円